

# Personnel Commission

## 職員の給与等に関する

## 報告及び勧告の概要（令和7年）

令和7年10月10日

兵庫県人事委員会

# 公務と民間の給与水準の比較

## ○公民給与の比較方法の見直し

行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、**比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上に改める**見直しを行った。

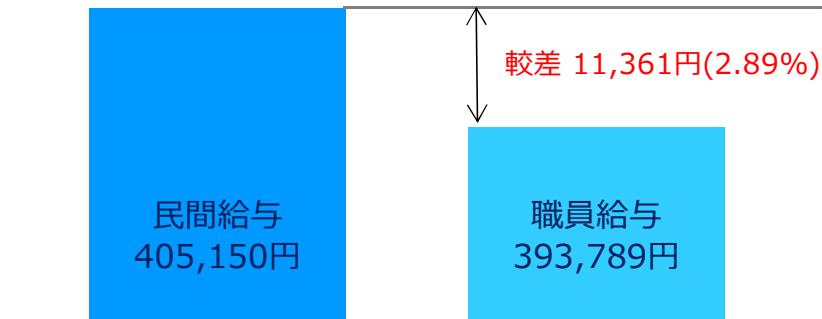
### ① 月例給

○公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、**職員が民間を11,361円(2.89%)下回っている。**

	民間従業員 の給与(A)	職 員 の給与(B)	較 差 (A)-(B)
本県 <small>(行政職平均年齢 41.5歳)</small>	405,150円	393,789円	<u>11,361円 (2.89%)</u>
(参考) 国	429,494円	414,480円	<u>15,014円 (3.62%)</u> ※11,891円 (2.87%)

※本府省職員と民間企業従業員の対応関係の見直し（東京都特別区の企業規模1,000人以上の本店事業所の従業員）を行わなかった場合

【公民較差イメージ図】



県職員の人員構成（役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層）と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出して比較（ラスパイレス比較）

### ② 特別給（期末・勤勉手当）

直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給実績と県職員の年間の支給実績を比較

○直近1年間（昨年8月～本年7月）の支給実績を比較した結果、**職員が民間を0.04月分下回っている。**

	民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A)-(B)
本県	4. 64月	4. 60月	<u>0. 04月</u>
(参考) 国	4. 65月	4. 60月	0. 05月

# 給与改定の内容等

## 月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）とともに4年連続の引上げ

【令和7年4月遡及適用】

[参考] 職員1人当たりの改定状況（行政職：平均年齢41.5歳、平均経験年数19.5年） 年間給与 6,499,000円 → 6,718,000円 (+219,000円 [3.37%])

### 1 給料表

#### ○若年層に重点を置きつつ、全ての世代で引上げ

平均改定率：3.3% (5.1%(1級)～2.8%(5級から9級))

[うち初任給月額]

事務・技術（大卒程度）  
225,600円 → 237,600円 (+12,000円 [+5.3%])  
事務・技術（高卒程度）  
194,500円 → 206,700円 (+12,200円 [+6.3%])

### 2 期末・勤勉手当

#### ○支給月数を年間で0.05月分引上げ

4.60月分 → 4.65月分 (期末手当：+0.025月、勤勉手当：+0.025月)

[その他の職員の支給月数]

再任用職員 2.40月分 → 2.45月分 (期末手当：+0.025月、勤勉手当：+0.025月)  
任期付研究員 3.45月分 → 3.50月分 (期末手当：+0.05月)  
特定任期付職員 3.65月分 → 3.70月分 (期末手当：+0.025月、勤勉手当：+0.025月)

### 3 その他諸手当

#### ○初任給調整手当 医師等に対する手当月額の限度額を引上げ

#### ○通勤手当 国及び他の都道府県の改定状況並びに本県の実情を考慮して適切に措置

[国の措置内容] • 自動車等使用者に対する通勤手当について手当額を引上げ、100km以上を上限とする距離区分を新設（現行60km以上）  
• 駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

#### ○特地勤務手当等 国家公務員の例により措置

[国の措置内容] • 地域手当等との減額調整の廃止、算定基礎の見直し  
• 採用時から手当支給

#### ○宿泊直手当 勤務1回に係る支給の限度額を引上げ

#### ○職員の月例給与水準を適切に確保するための手当 国の法整備の動向に留意しつつ適切に措置

[国の措置内容] • 月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を新設

### 4 教員給与の見直し

本年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、教職員間の総合的な調整を行なう「主務教諭」の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の見直し等の措置が講じられることを踏まえ、他の都道府県の状況等を考慮して適切に対応する必要

# 人事行政における諸課題①

- ・質の高い行政サービスを提供するため、昨年来の県政を取り巻く混乱の影響を最小限に抑え、職員の能力を最大限引き出し、やりがいを持って職務遂行できる勤務環境の整備が重要

## 1 優秀で多様な人材の確保及び育成

### ① 職員採用の強化

- ◇ 若年人口の減少や人材の流動化が一層進み、民間企業の採用意欲が高い中、公務人材の確保は厳しい状況が継続
- ◇ 事務系全職種での早期SPI枠実施や通常枠との併願可、技術系職種の通年実施や受験資格の拡充などの見直しの一方、今後さらに厳しさが予想されるなか、受験者数増加に向け、採用試験制度の見直しに積極的に取り組む必要
- ◇ スペシャリスト育成プログラムや庁内公募など職員が主体的にキャリア形成できること、新しい働き方の推進により柔軟で効率的かつ多様な働き方が進んでいること等、意欲とやりがいの持てる魅力ある職場であることを発信

### ② 中長期視点に立った人材の育成

- ◇ 職員のキャリア構築には、個人による主体的な学びと、組織によるキャリアパスの明示化や支援が両輪となった取組が必要

## 2 ダイバーシティ＆インクルージョンの推進

- ◇ 性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりがその意欲と能力に応じて活躍できる職場づくりを推進
- ◇ 女性活躍の推進に向けたライフステージを踏まえたキャリア支援、障害者の雇用促進の取組が必要

【本庁課長相当級における女性の割合】

R7 : 22.1% (目標20%) [知事部局等]

## 3 能力と実績に基づく人事管理と職員のモチベーション向上

- ◇ 人事評価を用いて職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映し、職員自身の成長や組織への貢献を実感できることが重要
- ◇ エンゲージメント調査結果に対する組織としての改善策の実行、本庁舎再編においても働きやすい環境の整備が必要

# 人事行政における諸課題②

## 4 働き方改革と勤務環境の整備

### ① 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ◇ 超過勤務時間は減少傾向にあるが、事務負担の平準化、業務の縮減・効率化、休暇の取得促進など新しい働き方のさらなる推進が必要

#### 【超過勤務時間の状況】

(1人1月平均時間) R5:10.4h → R6:10.1h [知事部局等]

※H29:12.3h

(年360時間超の人数) R5:339人 → R6:329人 [知事部局等]  
※H29:461人

- ◇ 学校現場の長時間労働は解消に至っていない。仕事と生活の両立だけでなく、人材確保の観点からも勤務時間の適正化が重要かつ喫緊の課題  
多忙化の一因である教職員の未配置問題に対応するため、産休・育休代替への先読み加配や正規教員配置に係る必要数の確保など人材確保策の一層強力な推進が必要

#### 【超過勤務時間の状況】

(高校等) R5 : 331.40h → R6 : 324.06h

(中学校) R5 : 533.39h → R6 : 501.52h

(小学校) R5 : 354.14h → R6 : 326.27h

※規則上限は原則年360h

### ② 仕事と生活の両立支援

- ◇ 男女ともに育児・介護等により時間の制約がある中でも、能力を発揮し、公務に貢献できるよう柔軟で多様な働き方を実現することが必要
- ◇ 育児や介護などに限らない様々な事情に応じた勤務時間・休暇制度の見直しに向けた国の動向に留意しつつ適切に対応する必要

#### 【男性職員の育児休業(2週間以上取得)】

R6 : 86.8% (目標85%) [知事部局等]

- ◇ 職場全体の意識を変え、妊娠、育児、介護や治療等と仕事の両立が図られるよう制度周知や取得促進に向けた職場環境づくりに取り組む必要

### ③ 職員の健康管理

- ◇ 定期健康診断、職員健康相談等を活用した職員の心身の不調の早期発見、早期回復支援等が必要

### ④ ハラスメントの防止

- ◇ 幹部職員は、心理的安全性の高い職場形成やアンガーマネジメント等の研修を継続的に受講するなど、風通しの良い職場づくりのため理解促進、実践が重要
- ◇ 階層別研修等を通じて、全職員のハラスメントへの意識を向上させるとともに、カスタマーハラスメントについては組織的な対応が必要

# 人事行政における諸課題③

## 5 高齢期の雇用

- ◇ 高齢層職員の能力・経験を活用するため、定年まで働き続けられる職場環境整備の取組が重要
- ◇ 高齢層職員のモチベーションを維持していくため、勤労意欲と勤務実績にこたえる勤務形態や待遇必要
- ◇ 特に教育職の再任用職員は、退職前と同一の職務の級で任用されており、常勤職員との権衡等を踏まえたモデル給料表の作成を引き続き全国人事委員会連合会に要請

## 6 臨時・非常勤職員の任用等

- ◇ 職務の内容や責任を適切に設定し、その職に就く職員の能力を引き出す良好な勤務環境の整備が必要
- ◇ 会計年度任用職員の再度の任用においては、平等取扱いの原則及び成績主義、国の非常勤職員の取扱いを踏まえ適切な対応が必要

## 7 公務員倫理の徹底

- ◇ 多くの職員が県行政の推進に邁進しているにも関わらず、パワハラ・セクハラをはじめ、多岐にわたる不祥事が依然として発生し、公務全体の信頼に大きな影響を与えていることから、各任命権者において日頃から職員の執務状況や職場環境等に心を配るなど、改めて再発防止と公務員倫理の徹底が必要
- ◇ 職員公益通報制度の運用については、法の趣旨を踏まえ、通報者の保護を徹底するとともに、相談窓口を広く周知するなど組織の自浄作用を一層發揮できるよう十分留意することが必要

## 議事順序(案)

第372回定例会  
第7日(10月22日)

### 1 開議宣告

### 2 諸般の報告

#### (1) 新任者の紹介

八田昌樹 教育委員会委員

中上幹雄 人事委員会委員

#### (2) 職員の給与等に関する報告及び勧告について

#### (3) 提出された意見書案

### 3 議案一括上程

#### 第77号議案

認第1号ないし認第22号

#### (1) 委員会審査報告並びに閉会中の継続審査申出

##### ① 口頭報告

吉岡たけし 決算特別委員会委員長

##### ② 文書報告

総務常任委員会委員長

#### (2) 委員長報告に対する質疑(終局)

#### (3) 討論

小西ひろのり 議員

岸口みのる 議員

庄本えつこ 議員

#### (4) 表決(採決方法別紙のとおり)

### 4 請願一括上程

#### (1) 委員会審査報告並びに閉会中の継続審査申出

(請願の審査結果報告並びに閉会中継続審査申出一覧表配付)

##### ① 文書報告

総務、健康福祉、文教の各常任委員会委員長

(2) 委員長報告に対する質疑（終局）

(3) 討論

久保田 けんじ 議員

(4) 表決（採決方法別紙のとおり）

## 5 意見書案一括上程

意見書案第72号ないし意見書案第79号

(1) 議事順序の省略議決（簡易採決）

(2) 討論

庄本 えつこ 議員（反対）

(3) 表決（採決方法別紙のとおり）

## 6 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査（簡易採決）

## 7 閉会宣告

## 8 閉会あいさつ

議長

知事

## 本日議決予定の議案（議決順）

第372回定例会

令和7年10月22日

（6月6日及び9月18日に提出された議案）

### 1 起立採決

認 第 1 号 令和6年度兵庫県一般会計歳入歳出決算の認定

### 2 起立採決

認 第 2 号 令和6年度兵庫県県有環境林等特別会計歳入歳出決算の認定

認 第 3 号 令和6年度兵庫県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定

認 第 5 号 令和6年度兵庫県営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定

認 第 7 号 令和6年度兵庫県庁用自動車管理特別会計歳入歳出決算の認定

認 第 10 号 令和6年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定

認 第 11 号 令和6年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計歳入歳出決算の認定

認 第 14 号 令和6年度兵庫県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

認 第 15 号 令和6年度兵庫県病院事業会計決算の認定

認 第 16 号 令和6年度兵庫県水道用水供給事業会計決算の認定

認 第 17 号 令和6年度兵庫県工業用水道事業会計決算の認定

認 第 19 号 令和6年度兵庫県地域整備事業会計決算の認定

認 第 21 号 令和6年度兵庫県地域創生整備事業会計決算の認定

認 第 22 号 令和6年度兵庫県流域下水道事業会計決算の認定

### 3 簡易採決

認 第 4 号 令和6年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定

認 第 6 号 令和6年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定

認 第 8 号 令和 6 年度兵庫県公債費特別会計歳入歳出決算の認定  
認 第 9 号 令和 6 年度兵庫県自治振興助成事業特別会計歳入歳出決算の認定  
認 第 12 号 令和 6 年度兵庫県農林水産資金特別会計歳入歳出決算の認定  
認 第 13 号 令和 6 年度兵庫県地方消費税清算特別会計歳入歳出決算の認定  
認 第 18 号 令和 6 年度兵庫県水源開発事業会計決算の認定  
認 第 20 号 令和 6 年度兵庫県企業資産運用事業会計決算の認定

#### 4 起立採決（閉会中の継続審査申出）

第 77 号議案 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 本日議決予定の請願（議決順）

第372回定例会  
令和7年10月22日

### I 審査結果報告

#### 1 起立採決（委員長報告、不採択）

- 第40号 県として国に対して、公立学校の教職員未配置解消のための施策に早急に取り組むことを求める件  
第46号 核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書提出の件

#### 2 起立採決（委員長報告、不採択）

- 第48号 兵庫県が削減した令和8年度臨床研修病院の研修医募集定員を、令和9年度は0名から2名以上に戻すことを求める件

#### 3 起立採決（委員長報告、不採択）

- 第47号 兵庫県における医師臨床研修の充実・質向上を求める件  
第49号 医師臨床研修の研修医募集定員を設定する会議体の改善を求める件

#### 4 簡易採決（委員長報告、採択）

- 第45号 兵庫県における図書調達に関する件  
第50号 私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書提出の件

### II 閉会中の継続審査申出

#### 1 起立採決

- 第22号 高等教育の学費無償化に向けた教育予算の拡充を求める意見書提出の件  
第34号 障害児の豊かな教育のための条件整備を求める件

本日議決予定の意見書案（議決順）

第372回定例会

令和7年10月22日

1 起立採決

意見書案第73号 再生資源物の屋外保管場に係る違法行為への対策強化を求める意見書

2 起立採決

意見書案第75号 消防団の家族顕彰制度の創設を求める意見書

3 簡易採決

意見書案第72号 私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書

意見書案第74号 犯罪防止策の強化を求める意見書

意見書案第76号 老人クラブ等の活性化を求める意見書

意見書案第77号 リンパ浮腫関連施策の適正化と拡充を求める意見書

意見書案第78号 带状疱疹ワクチンの定期接種における対象年齢の追加・見直しを求める意見書

意見書案第79号 地方財政の充実・強化に関する意見書

第372回定例兵庫県議会  
議事日程（第7号）

令和7年10月22日  
午前11時開議

第 1 第77号議案  
認第1号ないし認第22号  
委員長報告  
討論  
表決

第 2 請願  
委員長報告  
討論  
表決

第 3 意見書案第72号ないし意見書案第79号  
討論  
表決

第 4 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査

請願の審査結果報告一覧表

第372回定例会  
令和7年10月22日

委員会名	請願番号	件 名	審査結果	備考
総務常任委員会	第45号	兵庫県における図書調達に関する件	採択すべきもの	当局送付
総務常任委員会	第46号	核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書提出の件	不採択とすべきもの	
健康福祉常任委員会	第47号	兵庫県における医師臨床研修の充実・質向上を求める件	不採択とすべきもの	
健康福祉常任委員会	第48号	兵庫県が削減した令和8年度臨床研修病院の研修医募集定員を、令和9年度は0名から2名以上に戻すことを求める件	不採択とすべきもの	
健康福祉常任委員会	第49号	医師臨床研修の研修医募集定員を設定する会議体の改善を求める件	不採択とすべきもの	
文教常任委員会	第40号	県として国に対して、公立学校の教職員未配置解消のための施策に早急に取り組むことを求める件	不採択とすべきもの	
文教常任委員会	第50号	私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書提出の件	採択すべきもの	意見書

## 請願の閉会中継続審査申出一覧表

第 3 7 2 回 定例会  
令和 7 年 10 月 22 日

委員会名	請願番号	件 名	備 考
文 教 常任委員会	第 22 号	高等教育の学費無償化に向けた教育予算の拡充を求める意 見書提出の件	
文 教 常任委員会	第 34 号	障害児の豊かな教育のための条件整備を求める件	

## 意 見 書 案 提 出 書

令和7年9月30日開催の本委員会において、別紙「私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書」(案)を提出すべきと決しましたので、議決の上関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第2項の規定により提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山 口 晋 平 様

提出者 文教常任委員会

委員長 青 山 晓

## 意見書案 第 72 号

### 私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実 を求める意見書

本県の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び短期大学）は、各々の建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与している。

現在、我が国の少子・高齢化は急速に進行しており、人口減少が社会経済に与える影響が深刻さを増す中で、日本社会は様々な課題解決に迫られている。こうした厳しい状況にあって、今後も持続可能な社会を継続していくためには、我が国の将来を担うこどもたちに、時代や社会の変化に対応できる能力や課題解決力を身に付けさせることが何よりも重要である。

私立学校がこうした有為な人材の育成を通じて国の発展に貢献していくには、まずは学校経営の安定的継続が前提であり、特に、物価・光熱費・人件費高騰等への対応も喫緊の課題である。そのため経常費助成の更なる拡充とともに、これからの中公教育の共通基盤となる P C 端末・通信環境等の I C T 環境の整備・更新、学校施設の耐震化・高機能化への対応が必要である。また、私立高等学校等の生徒が海外への留学、研修・修学旅行等を経験し、将来にわたってグローバル人材として活躍するための支援拡充、一方で外国人生徒を受入れるにあたり、オフショアスクール等への取組や、教育課程、指導体制の整備等への支援拡充も不可欠である。

いわゆる高校無償化については、こどもたちの進路選択に資するためにも制度の早期の決定とともに、私立小中学校の児童生徒への経済的支援の拡充等も強く求められている。

公教育の一翼を担う私立学校に対する助成措置は、わが国の将来の発展に極めて重要である教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。

よって、国におかれでは、私立学校の教育の重要性に鑑み、教育基本法第 8 条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私立学校に対する助成に係る国庫補助制度を堅持し、より一層の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山口晋平

衆議院議長  
参議院議長  
内閣總理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

様

## 意見書案提出書

別紙「再生資源物の屋外保管場に係る違法行為への対策強化を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山口晋平様

提出者	兵庫県議会議員	谷 口 俊 介
〃	佐 藤 良 憲	
〃	越 田 浩 矢	
〃	上 野 英 一	
〃	吉 岡 た け し	
〃	飯 島 義 雄	
〃	小 泉 弘 喜	
〃	迎 山 志 保	
〃	橘 秀 太 郎	
〃	白 井 か ズ や	
〃	脇 田 のりかず	
〃	里 見 孝 枝	
〃	小 西 ひろのり	

## 意見書案 第 73 号

### 再生資源物の屋外保管場に係る違法行為への対策強化を求める意見書

近年、再生資源物の屋外保管場のうち、保管や処理を適正に行っていない、いわゆる「不適正ヤード」が全国的に増加している。こうしたヤードは周囲が高い壁に囲まれ中の様子が分かりにくく、景観上の問題のみならず、有害物質による土壌・地下水の汚染など生活安全や地域の農業経営をおびやかす深刻な環境汚染を生じさせる場合があるほか、外国人等による違法行為の温床ともなっているという実態が指摘されている。

不適正ヤードの中で行われる違法行為としては、配電盤や電源装置といった大型電子機器等の不適正輸出への規制を免れるため機器を破碎するなどして金属資源等を海外に流出させることや、盗難車両等の保管・解体及び不正輸出、不法滞在外国人等による不法就労などが挙げられる。こうした複合的かつ組織的な犯罪の拠点となり、さらには暴力団と関係する例など、不適正ヤードは地域の治安をおびやかす深刻な問題となっている。

各自治体は、ヤードに対する立入検査の権限や、使用済自動車の取扱業者に対する調査権限、違反者への処分権限を有するものの、日本語が通じない外国人への対応に苦慮する例や、調査能力として無登録業者や外国人事業者の実態把握が事実上困難な例も存在する。

よって、国におかれては、国民の安心・安全と生活環境を守るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

#### 記

- 1 再生資源物の保管又は処分を業として行う者に対する許可制度を導入すること。
- 2 ヤード経営・労働に関する監視体制を強化し、合わせて国民への不適正ヤードに関する啓発と通報体制の充実を図ること。
- 3 環境対策の観点だけでなく、警察、消防、税関等による合同調査の制度化や、不適正ヤードに関する全国的なデータベースの整備など、関係省庁及び自治体の情報共有体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山口晋平

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
法務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
国家公安委員会委員長  
警察庁長官

様

## 意 見 書 案 提 出 書

別紙「犯罪防止策の強化を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

### (理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山 口 晋 平 様

提出者	兵庫県議会議員	谷 口 俊 介
"	佐 藤 良 奄	
"	越 田 浩 矢	
"	上 野 英 一	
"	吉 岡 た け し	
"	飯 島 義 雄	
"	小 泉 弘 喜	
"	迎 山 志 保	
"	橘	秀 太 郎
"	白 井 か ズ や	
"	脇 田 の り か ズ	
"	里 見 孝 枝	
"	小 西 ひ ろ の り	

## 意見書案 第 74 号

### 犯罪防止策の強化を求める意見書

令和 7 年 8 月、兵庫県神戸市において、市内在住の 24 歳女性が面識のない東京都在住の男に尾行、殺害されるという痛ましい事件が発生した。容疑者は過去にも別の女性に対する傷害罪やストーカー規制法違反容疑などで有罪判決を受け執行猶予中であったこと、判決文の中では再犯が強く危惧されると指摘されていたことなどが報道されている。このような事件は、被害者やその家族に耐えがたい恐怖と苦しみを与えるのみならず、地域社会全体の安全と安心をおびやかすものである。

再犯の防止に関しては、政府は既に性犯罪・性暴力への対策について令和 4 年度までの 3 年間を集中強化期間として実効性ある取組を実施しており、令和 6 年度犯罪白書や再犯防止推進白書によると、性犯罪の再犯率は出所者全体の再犯率と比べて高いとは言えないことが示されている。また、警察庁の「ストーカー加害者に対する再犯防止のための効果的な精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究報告書」（令和 5 年 2 月）には、治療やカウンセリング、その他支援の効果を認める調査結果が見られる。

しかしながら、更生プログラムは全ての加害者が受けるわけではなく、罰金や保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者など、刑事司法関係機関からの指導を受けないまま社会に戻る者や、治療やカウンセリングから途中で離脱する者も存在する。新たな被害者を出すことのないよう、引き続き、再犯防止を含めた犯罪防止策の強化が必要である。

よって、国におかれでは、以下の対策を含む犯罪防止策の強化を早急に講じるよう強く求める。

#### 記

- 1 諸外国の先進的な犯罪防止策を研究し、憲法を遵守し、人権を尊重しつつ、再犯リスクが高いと判断される者に対して、出所後や執行猶予中も継続的な心理評価・治療を義務付ける制度の創設を検討すること。
- 2 防犯カメラの導入促進に加え、更新についても支援し、併せて民間との協力体制を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山口晋平

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国家公安委員会委員長  
警察庁長官

様

## 意 見 書 案 提 出 書

別紙「消防団の家族顕彰制度の創設を求める意見書」(案)について議決の上、  
関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出  
します。

### (理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山 口 晋 平 様

提出者	兵庫県議会議員	谷 口 俊 介
"	佐 藤 良 憲	
"	越 田 浩 矢	
"	上 野 英 一	
"	吉 岡 た け し	
"	飯 島 義 雄	
"	小 泉 弘 喜	
"	迎 山 志 保	
"	橘 秀 太 郎	
"	白 井 か ズ や	
"	脇 田 のりかず	
"	里 見 孝 枝	
"	小 西 ひろのり	

意見書案 第75号

消防団の家族顕彰制度の創設を求める意見書

消防団は地域防災力の中核として日々の消火活動のみならず大規模災害時の救助活動にも不可欠の存在である。

消防団員の活動を支えているのがご家族であり、その顕彰について総務省消防庁にも財団法人日本消防協会にも制度がなく、有志の地方団体により実施されている現状である。

兵庫県は、全国的に見ても早い時期、記録に残る最も古くは昭和57年から消防団員の配偶者に顕彰を行ってきたところである。国におかれても、この顕彰制度の創設により、消防団員を支えてきたご家族に対して感謝の意を表すことができるところから、早急に対応されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山口晋平

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
消防庁長官

様

## 意見書案提出書

別紙「老人クラブ等の活性化を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山口晋平様

提出者	兵庫県議会議員	谷 口 俊 介
"	佐 藤 良 憲	
"	越 田 浩 矢	
"	上 野 英 一	
"	吉 岡 た け し	
"	飯 島 義 雄	
"	小 泉 弘 喜	
"	迎 山 志 保	
"	橋 秀 太 郎	
"	白 井 か ズ や	
"	脇 田 の り か ズ	
"	里 見 孝 枝	
"	小 西 ひ ろ の り	

## 意見書案 第76号

### 老人クラブ等の活性化を求める意見書

老人クラブ、老人会、シニアクラブ、生涯クラブ等（以下「老人クラブ等」という）は、高齢化の進む我が国で、趣味的活動、社会奉仕活動等を通じて高齢者の生きがいづくり、居場所づくりを推進している地域団体である。

また近年では、体操やスポーツによる介護予防、医療費の縮減の効果や、災害時の要援護者対策でも注目されており、高齢化が進む地域社会にとって不可欠な組織である。

しかしながら、高齢者が増加する一方で老人クラブ数、会員数の減少が全国的に続いていること、早急な活性化対策が必要である。

このため、国におかれては、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 抜本的な老人クラブ等の活性化への戦略を策定し、積極的な行政の支援を進めること。
- 2 老人クラブ等への地方公共団体からの補助に伴う特別な財政需要について財源措置を講じること。
- 3 老人福祉法で規定する「老人クラブ」の名前を再検討し、実態に合った名前に変更すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山口晋平

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

様

## 意 見 書 案 提 出 書

別紙「リンパ浮腫関連施策の適正化と拡充を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

### (理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山 口 晋 平 様

提出者	兵庫県議会議員	谷 口 俊 介
"	佐 藤 良 憲	
"	越 田 浩 矢	
"	上 野 英 一	
"	吉 岡 た け し	
"	飯 島 義 雄	
"	小 泉 弘 喜	
"	迎 山 志 保	
"	橘 秀 太 郎	
"	白 井 か ズ や	
"	脇 田 のりかず	
"	里 見 孝 枝	
"	小 西 ひろのり	

## 意見書案 第77号

### リンパ浮腫関連施策の適正化と拡充を求める意見書

平成19年のがん対策基本法の施行に伴い、がんの認識は広く社会に浸透し、医療環境の改善やがんを取り巻く福祉環境の充実などが進んでいる。一方、がん治療によって発生する難治性後遺症である「リンパ浮腫」の認知度は低く、医療体制も脆弱な状況である。

リンパ浮腫の課題は多岐にわたり、主なものとして、早期の診断体制や適切な診療体制が未整備であること、がん治療医・看護師等への教育が不十分であること、さらに、専門医療機関や人材の不足や患者の精神的・経済的負担の大きさなどが挙げられる。

令和5年3月28日に閣議決定された『がん対策推進基本計画（第4期）』では、がん医療提供体制の中に後遺症としてリンパ浮腫が盛り込まれているが、いまだ十分に対応がなされていない状況にある。こうした状況を改善するためには、根本的な課題として、医療体制全般を充実させることも求められる。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

#### 記

- 1 がん診療連携拠点病院等のがん治療医・看護師・がん相談支援センターの相談員等への教育を実施すること。
- 2 がん診療連携拠点病院等の指定要件に明記し、相談窓口を含むリンパ浮腫外来の設置を推進すること。
- 3 弹性着衣等に係る療養費の限度額を見直し、社会情勢と価格上昇に見合った額へ引き上げること。
- 4 治療の均てん化に向けた地域医療連携ネットワークの構築など体制を強化すること。
- 5 持続可能な医療体制を確保するため「診療報酬」を増額すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山口晋平

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

様

## 意見書案提出書

別紙「帯状疱疹ワクチンの定期接種における対象年齢の追加・見直しを求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山口晋平様

提出者	兵庫県議会議員	谷 口 俊 介
"	佐 藤 良 憲	
"	越 田 浩 矢	
"	上 野 英 一	
"	吉 岡 た け し	
"	飯 島 義 雄	
"	小 泉 弘 喜	
"	迎 山 志 保	
"	橘 秀 太 郎	
"	白 井 か ズ や	
"	脇 田 のりかず	
"	里 見 孝 枝	
"	小 西 ひろのり	

## 意見書案 第78号

### 帯状疱疹ワクチンの定期接種における対象年齢の追加・見直し を求める意見書

帯状疱疹は50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、まれに治療が長引くケースもある。

帯状疱疹による神経の損傷によっては、後遺症として「帯状疱疹後神経痛」に移行し、長期治療を要する場合は、日常生活や精神状態に多大な影響を与え、長期間にわたりQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）を低下させこととなる。また、神経痛のほかにも、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こし、目や耳に障害が残ることもある。

この「帯状疱疹後神経痛」への移行を防止するには、できるだけ早期に抗ウイルス剤を用いた治療とともに神経ブロック療法を行うなど、急性期から痛みを十分にコントロールすることが重要である。

帯状疱疹やその合併症の発症予防のためにはワクチンが有効とされ、今年度より、予防接種法に基づく定期接種の対象に帯状疱疹ワクチンの予防接種が追加されたが、接種対象年齢は、罹患者数が70歳代にピークを迎えることなどから65歳とされている。

一方で、帯状疱疹は50歳代での発症率が急激に増加するが、ワクチンが高額であるために接種を見送る者も多く、結果として、手遅れになる可能性が高くなると考える。

よって、国におかれでは、帯状疱疹ワクチンの定期接種における対象年齢の追加・見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山口晋平

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 様

## 意 見 書 案 提 出 書

別紙「地方財政の充実・強化に関する意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山 口 晋 平 様

提出者	兵庫県議会議員	谷 口 俊 介
"	佐 藤 良 奕	
"	越 田 浩 矢	
"	上 野 英 一	
"	吉 岡 た け し	
"	飯 島 義 雄	
"	小 泉 弘 喜	
"	迎 山 志 保	
"	橘	秀 太 郎
"	白 井 か ズ や	
"	脇 田 の り か ズ	
"	里 見 孝 枝	
"	小 西 ひ ろ の り	

## 地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。また、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府は「骨太方針2024」において、「2025年度から2027年度までの3年間について、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としている。また、「骨太方針2025」においては、「地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」としているが、増大する行政需要や不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

よって、国におかれては、地方財政の充実・強化を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズが地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、所得税や消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、地域間の財源偏在性のは正に向けた抜本的な改善を行うこと。
- 4 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 5 地方公共団体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月22日

兵庫県議会議長 山口晋平

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

様

# 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査事項申出一覧表

令和7年10月22日

## 総務常任委員会

- 1 県民との情報共有の推進について
- 2 市町振興について
- 3 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について
- 4 県政を支える職員の養成と働き方の推進について
- 5 県庁舎再整備の推進について
- 6 地方分権の推進について
- 7 新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について
- 8 デジタル化の推進について
- 9 持続可能な行財政基盤の確立について
- 10 参画と協働による県民躍動の推進と安全で安心な暮らしの実現について
- 11 芸術文化の振興について
- 12 男女共同参画の推進と青少年の健全育成について
- 13 スポーツ振興について
- 14 防災・危機管理対策の総合的推進について

## 健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実
- 2 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実
- 3 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援
- 4 医療確保と健康づくり

## 産業労働常任委員会

- 1 産業労働施策の総合的な推進について
- 2 兵庫を牽引する新たな産業の創出について
- 3 中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展について
- 4 地域経済を支える人材の育成確保について
- 5 国際交流の推進について
- 6 観光による交流人口の拡大について

## 農政環境常任委員会

- 1 食料の安定供給と農林水産業の持続的発展について
- 2 農業の振興と農村の活性化について
- 3 林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上について
- 4 水産業の振興と漁港・漁村の活性化について
- 5 総合的な環境施策の推進と循環型社会の構築について
- 6 健全な生態系の保全・再生と地域環境負荷の低減について

## 建設常任委員会

- 1 交通基盤等の整備について
- 2 安全・安心な県土づくりについて
- 3 魅力あるまちづくりについて
- 4 快適な住まいづくりについて
- 5 企業庁事業の推進について

## 文教常任委員会

- 1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進について
- 2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築について
- 3 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実について

## 警察常任委員会

- 1 警察組織・活動基盤の整備充実について
- 2 重要犯罪の徹底検挙について
- 3 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進について
- 4 サイバーセキュリティ対策の推進について
- 5 人身安全関連事案への的確な対応と特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進について
- 6 少年の健全育成に向けた非行防止と保護対策の推進について
- 7 安全・安心・快適な交通社会の実現について
- 8 テロ対策、大規模災害対策等の推進について

## 議会運営委員会

- 1 次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について